

# 法学 セミナー

2000年10月11日発行 毎月10日発行 通巻550号 1956(昭和31)年4月12日 第3種郵便物認可 Vol.45.10  
日本評論社 ISSN 0439-3295

# 10

2000



「特別企画」検証「民事不介入」の揺らぎ  
民事不介入の揺らぎを考へる ●戒能民江  
児童虐待防止法 ●吉田恒雄  
ストーリー防止法 ●岡田久美子  
ドメスティック・バイオレンス ●秀嶋ゆかり  
対談・国家はどこまで介入できるか ●前野育三・長谷川京子 ほか

特集

## 最新版！よくわかる企業倒産入門

倒産を追う！熊谷勝行 倒産とはなに？町村泰貴 民事再生法でどう変わる中島弘雅  
最近の大型倒産をみる中村芳彦 ●丸山高行 ●松下淳一 ●北澤千秋  
倒産から何を学ぶか大杉謙一 ●菊田良治

## 司法改革を追う

【第9回】

### 陪審裁判を考える (下)

#### 報道と陪審 (下)

カリフォルニア大学サンタクルーズ校社会学准教授 (Associate Professor of Sociology)

福来 寛

(目次)

- (A) 報道の直接規制
- (B) 報道の間接規制
- (C) 審理中に報道影響を最小限に喰い止める措置 (以上前号)

#### アメリカの実際の陪審裁判と報道規制

アメリカで過剰に事件報道された実際の陪審裁判とその陪審評決について考えてみたい。これらの陪審裁判での共通点は必ずしも陪審員は報道に左右されないということである。過剰に報道された事件での陪審裁判では、有罪を唱える世論とは逆に無罪評決を出した陪審がアメリカでは少なくない。マックマーチン(一九九〇年)やベアー(熊)リンカーン(一九九七年)陪審裁判もそうである。マッ

クマーチン裁判はロスのマンハッタンビーチにある保育園の先生が数年にわたり多くの児童を性的虐待したとして裁判にかけられた事件である。事件の勃発から陪審評決まで約十年、陪審裁判そのものも二年半、そして裁判費用は一五〇〇万ドル(一七億円)と今なお世界一コストがかかった刑事裁判として有名である。公判一年前に行われたアンケート調査ではロス陪審員候補者名簿から無作為抽出された五〇〇人の約九〇パーセントが被告人の有罪を確信していたが、隔離された個人的ヴォア・ディールで選ばれた陪審員は二年半にわたる裁判の結果、無罪を決定している。この事件は長年にわたってアメリカ全土で大々的に報道されたが、陪審員隔離 (Jury sequestration) の措置はとられなかった。

北カリフォルニアのメンデシノ郡で起った白人警官殺人事件では、公判一年前のアンケート調査で無作為抽出された白人の八〇パーセントがアメリカ先住民の被告人・ベアー(熊)リンカーンの有罪

を確信していたが二人の白人からなる陪審は無罪の評決を出している。この事件はアメリカで最もポピュラーな番組の一つであるモウスト・ウォンテッド (Most Wanted) が取り上げ、前カリフォルニア州知事ビート・ウィルソンがリンカーン逮捕に十萬ドルの賞金を出した事件としても有名である。そのほかの裁判でも世論と異なった評決を出した陪審にシン普森やキング暴行事件、ディアロ殺人事件がある。これらのように大々的に報道された事件での共通点は、陪審は有罪を唱える一般世論と異なり全て無罪評決を出していることである。

そしてもう一つの特徴は、報道に関する規制も最小限なものにとどまっていることであろう。マックマーチン事件では園児の氏名・写真の報道は禁止され、またベアー・リンカーン裁判では公判開始直前に関係者に対し口止め命令が出された。しかしその他の厳しい報道規制措置はとられなかった。これらの事件では大きな新聞社は検察寄りの報道が多かったが、小さな報道機関では中立な立場を取ったものも少なくない。たとえばマックマーチン裁判ではバサデナのローカル紙やテレビ局、またベアー・リンカーン裁判ではインターネット局のアルパニオン・モニターが随時被告側からの情報を発信していた。シン普森裁判においては公判のテレビ放映が許されていた。そして裁判はインターネットを通じて全世

界の人達に同時に発進されていた。これらの陪審裁判において、もし厳しい報道規制がとられていたなら、裁判を行う環境は全く異質のものになっていたかもしれない。

マスメディア界全体に関する報道規制とその有効性

陪審裁判に関する報道規制に対し、近年新たな問題も生まれてきている。それはマスメディア界全体への効果的な報道規制は実際に可能なのかという疑問である。現在、マスメディアの発展とその媒体の多種多様化には目を見張るものがある。従来のマスメディア界は主に新聞・雑誌を含めた出版メディアとテレビ・ラジオからなる電子メディアに別けられていたが、近年のインターネット発展・普及でケーブル・サテライトを含めた従来の制度よりもっと複雑なマルチメディアのデリバリーシステムが完成されつつある。アメリカのコート・テレビ社は大きな裁判を毎日テレビ放映し、インターネットでも二四時間全世界に向けて発進しているのである。このように絶えず変動しているマルチメディアに対し厳格でかつ効果的な報道規制はまず不可能ではないだろうか。メディア媒体の拡大・増加はそれを埋めるニュースのニーズも今までよりもさらに増大するからである。厳しい報道規制が敷かれ、情報源と情報内容が極めて限られている事件では報道

内容や取材方法などに関しては報道関係  
当事者の倫理感に頼るのも一つの方法だ  
が、むしろ報道の規制よりも報道の自由  
という環境のなかで陪審裁判が運営され  
るのがもっとも好ましいと思われる。

報道と誤判研究

最後にアメリカで実際に行われた裁判  
の誤判研究について述べてみたい。主だ  
ったものでは、ベドウトラデレットによ  
る死刑相当の裁判について調べた研究が  
ある。この報告書では一九〇〇年から一  
九八五年までに三五〇件の誤判があり二  
三人が処刑されたとしている。しかし、  
その誤判の中でマスコミ報道による影響  
で陪審が有罪の評決を出した裁判は一つ  
も報告されていない。住民の怒り(commu-  
nity outrage)で有罪要求がなされたケー  
スはあるが、それら全てが深南部での黒  
人被告人に対する白人だけで構成された  
陪審をあげているにすぎない。誤判の殆  
どが警察と検事による自白の強要・無罪  
証拠の隠蔽や証人の過ち・虚偽の証言が  
原因になっている。いずれにしても、マ  
スコミ報道や陪審の能力が誤判の原因に  
なった記述はなく、人種差別による検事・  
警察を含めたシステムそのものに問題が  
あったとしている。

ベドウトラデレットでの調査でも解るよ  
うに、二〇世紀米国における死刑相当の  
裁判においても事件報道が陪審の誤判の  
原因になったとする研究結果は出ていな  
いのである。

日本における報道と陪審との関係

アメリカでの報道規制に関する措置は  
大きく次の三つに分けることができる。  
直接的報道規制、間接的報道規制、そし  
て審理中に報道影響を最小限に喰い止め  
る措置である。報道機関を直接規制する  
措置は必然的にメディア界の大きな抵抗  
を受ける傾向がある。また事件報道を直  
接的に制限・禁止することはかえって一  
般市民に正しい情報が伝わらない可能性  
をうみ、間違った憶測や偏った情報で世  
論が形成される危険性も持つ。陪審の報  
道に関しては日本でも同様に直接的報道  
規制の実質的效果はないように思われる。  
間接的規制についても裁判延期、裁判  
地変更、陪審員隔離は逆に公正・公平な  
裁判を受ける被告人の権利を損なう危険  
性がある。特に裁判地変更はアメリカよ  
り国土も狭く情報密度も地域格差が少な  
い日本では有効的措置とは思われない。  
隔離された個人的ヴォア・ディールは陪  
審員の氏名・写真その他プライバシーに  
関する報道は規制される。しかし、質問  
が個別に行われることで、先入観を持つ  
た陪審員候補者を見分けることができ、

また忌避権を使って排除することも可能  
となる。アメリカではシン普森裁判、  
キング暴行裁判、マックマーチン裁判な  
ど報道が激しかった事件の陪審裁判で多  
く使われてきた。また第一級殺人事件で  
も使われることもある。日本で過剰に事  
件報道される陪審裁判でもこのヴォア・  
ディール選択方法は有効であろう。

現在のアメリカでは審理中に報道影響  
を最小限に食い止める措置が多くつかわ  
れている。報道団体との摩擦が少なくこ  
ともその理由にあげられるだろう。これ  
らの措置のなかで、日本で最も効力のある  
と思われるものに裁判官の陪審員への  
説示がある。裁判官が日本人の陪審員に  
あたえる最初の説示として陪審任務につ  
いての注意、評議前の最後の説示は重要  
な意味をもつからである。関西学院大学・  
ミシガン大学ロースクールの丸田隆教授  
が言われるように、「日本人」は通常「お  
上」に弱く、裁判所の指示どおり機能す  
る傾向があり、よって裁判官の注意・説  
示はアメリカよりも効果があがる<sup>(20)</sup>。  
専門家の証言についても裁判官の判断で  
報道の影響についても陪審員に説明する機  
会を与えることも裁判官の説示と同様に  
効果的であろう。

て、さらに透明感のある、よりバランス  
のとれた報道がなされる可能性を持つ。  
つまり公正で公平な事件報道を確立する  
ためには逆に陪審制度の導入が不可欠と  
なる。そして陪審制度の確立は報道機関  
を好ましい方向へと適正化させる可能性  
も持つのである。

(20) マックマーチン裁判では裁判が長期化  
したため、あらかじめ選択された二人の陪審  
員と六人の陪審員補欠員は二年半後の一九九〇  
年には、最低必要人数の十二人だけとなってし  
まった。つまり合計十六人が健康や仕事その他の  
理由でドロップアウトしたためである。もう一  
人でも陪審員が欠ければ審理無効(mistrial)  
の危機に迫っていた。前掲注(10)「フクライ・  
パトラー・クルース」(pp.208-210)を参照。  
(21) フクライとクルースの第五章を参照。  
(Fukurai Hiroshi and Richard Krooth,  
2000. The Racialized Jury Box: Affirmative  
Action in Jury Selection and Racially  
Mixed Jurors. Albany, NY: SUNY Press).  
(22) (Surette, Ray. 1997. Media, Crime, and  
Criminal Justice: Images and Realities. Bel-  
mont, CA: West/Wadsworth. p.16) を参照。  
(23) (Bedau, Hugo and Michael Radelet  
1988. "Miscarriages of justice in poten-  
tially capital cases," Stanford Law Review  
40: 21-173) を参照。  
(24) マックマーチン裁判は論文(2)のよった  
訳で「ふいふ」 ("Sometimes community out-  
rage over a crime turns the criminal pro-

ceeding against the defendant in a capital case into a near-lynching, as the trial degenerates into a kangaroo court. ... In every instance, white victims and white racism, in conjunction with white control of the criminal justice system, produced the convictions and death sentences of black defendants who were innocent." pp.63-65)。(人種差別によって黒人をりりして殺害するのと同様に、白人陪審員は裁判を使って無実の黒人被告人に死刑を言い渡しているのである)。

(25) 前掲注(23)五七頁を参照。また丸田氏のベトナム・シンドレットの誤判例に関する論文(日本に陪審制度を導入できるのか。その可能性と問題点、pp.139-141)も参照。逆に陪審が人種差別で黒人を殺害した白人の被告人に対し有罪ではなく無罪の評決を下した例もある。この人種差別の無罪放免(racial acquittal)については、フクライ(Hokurai, Hiroshi, 1997. "Is O.J. Simpson verdict an example of jury nullification? Jury verdicts, legal concepts, and jury performance in a racially sensitive criminal case," International Journal of Applied and Comparative Criminal Justice, 1998, 22: 185-210)を参照。何れにしても、トコロは陪審の判断を決定する原因とはなっていない。

(26) アメリカの殆どいかなる小さな町でも必ずといっていいほどローカル紙があり、場所によってはローカルのラジオ・テレビ局が存在する。それらの小規模な報道機関は独特なローカル色を持って地元の人達に情報を提供してい

る。全国紙が誰でも何処でも手にはいる日本とはかなり異なっている。日本の等質的な報道とは違ってアメリカはかなり地元色が強い報道が目立つ。地域によっては独特な文化や歴史的背景が陪審の評議に影響を与える可能性も出てくる。

(27) 殺人事件は他の事件と比べて大きく報道されやすく情報量も多い。そして一般市民である陪審員候補者に影響があることなされるケースが少なくないからである。特別なウォーク・アウェイは民事陪審員の選択にも使われる場合があるがその是非についてはほかの機会に述べてみたい。

(28) 丸田氏「陪審は日本に向かないか?」(自由と正義51: 一四一-一五頁、二〇〇〇年)。

(29) このレポートでは裁判官と報道について言及していない。この関係については他の機会に改めて書いてみたい。ただ、裁判官は報道や世論の影響に全く無関係でないということだけは最後に明記しておきたい。特に死刑に関して裁判官は報道や世論の影響を受けているというレポートがアメリカで出されている。たとえば、アメリカ市民の圧倒的支持を受けている死刑賛成について考えてみたい。一九九八年のアメリカ全国調査では有権者の75パーセントが死刑賛成派であるという結果が出ている。(Gross, Samuel R. 1988. "Update: American public opinion on the death penalty—It's getting personal," Cornell Law Review 83: 1448-1475, p.1466 Table 4を参照)。

死刑を科する陪審裁判では裁判官は陪審評決を覆えず権限を有している。よって裁判官

が一般市民による党派選挙(partisan election)で再選される州では、陪審が決定した終身刑を裁判官によって死刑に覆えられるケースが圧倒的に多いという統計が出されている。ブライトとキーナン(Bright & Keenan)はラバーク、フロリダ、インディアナ、そしてテキサスを含めた四州の裁判官が陪審評決を覆えたケースを調べている。彼等はそのレポートのなかで、大抵再選挙のあるアラバマ、フロリダ、インディアナの三州の裁判官が覆えた重刑は圧倒的に終身刑から死刑であらざら記している。その逆に一般市民による再選挙が行われなかったテキサス州では裁判官が覆えた重刑は全て死刑から終身刑であった。詳しくは(Bright, Stephen B. and Patrick J. Keenan. 1995. "Judges and the politics of death: Deciding between the bill of rights and the next election in capital cases," Boston University Law Review 75: 759-835)を参照。

つまり、世論に反映され、死刑を決定する傾向は一般市民によって再選される地域の裁判官に顕著にみられる現象である。裁判官の判断が世論の影響を意図的ではなく無意識的に受けるのはやむをえない事実でもあるということ。連邦最高裁判事サイラス・ストーンも認識し、次のように述べている。("Somewhere out there"—beyond the walls of the courthouse—run currents and tides of public opinion which lap at the courthouse door... [I]f these tides of public opinion are sufficiently great and sufficiently sustained, they will very likely have an effect upon the decision

of some of the cases decided within the courthouse. This is not a case of judges' knuckling under to public opinion and cravenly abandoning their oaths of office. Judges, as long as they are relatively normal human beings, can no more escape being influenced by public opinion in the long run than can people working at other jobs," (Rehnquist, William H. 1986. "Constitutional Law and Public opinion," Suffolk University Law Review, 20: 715-769, p.768)。(裁判所の外には常に裁判所の入口に打ち寄せる世論という大きな波がある。いかなる裁判官も人間である限り他の職業の人達と同じく、彼のように押し寄せる世論の影響から逃れることはできないのである)。

彼等にも同様なことはいえるだろう。シムソン事件でロス検察長ギル・メサグレイが二人の殺害犠牲者がいたにもかかわらず、ロスの黒人教会団体の説得とロス暴動の可能性を考慮し、第一級殺人罪ではなく第二級殺人罪でシムソンを起訴したのは記憶に新しい。彼等による起訴の決断も政治的な要因に影響を受けているのである。裁判官も検事は政治的に任命され一般市民によって再選されるのである。こういった例からも解るように、裁判官も検事も世論の影響に無関係ではなく、また世論に打ち無関心ではいられないのである。このような環境のなかで、いかに陪審制度が政治的・経済的に利害関係のない、公正で公平な法的決定手段とみなされているか理解してもらおう。(完)

(ふくろい・ひろし)